

# 株式会社ケアネット定款

# 株式会社ケアネット定款

## 第 1 章 総 則

### (商 号)

第 1 条 当会社は、株式会社ケアネットと称し、英文では、CareNet, Inc. と表示する。

### (会社の目的)

第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 放送業務一般
2. 医療関連の映像著作物の企画・配給・貸与及び輸出入
3. 医療に関する情報提供サービス業
4. コンピュータソフトウェアの企画・制作・販売・貸与、輸出入及び保守・運営管理業
5. コンピュータハードウェアの開発・販売・貸与・輸出入及び保守・運営管理業
6. 情報システムの設計・開発・保守・運営管理及びコンサルティング業
7. 工業所有権（特許・実用新案・意匠・商標など）の貸与業務
8. 医療及びマルチメディアに関する調査分析及びコンサルティング業務
9. 生命保険の募集に関する業務
10. 損害保険の代理業
11. 総合広告代理店業
12. 広告物、出版物、印刷物の企画・制作・販売及び輸出入業務
13. 各種イベント、講演会及びセミナーの企画・販売・運営管理業
14. 放送・通信・出版物を利用した通信販売業及びその斡旋並びにその企画
15. 有料職業紹介事業
16. 労働者派遣事業及び薬剤師、医療医薬品等の営業部員等の人材教育、育成、研修、能力開発の企画及び実施
17. 医療機関、薬局向け経営管理、受発注管理、在庫管理の請負、コンサルティング業務
18. 医療機関、薬局向け医薬品、医療用機材、医療消耗品及び医療機器の共同購買受託業務
19. 医薬品、医療機材、医療消耗品及び医療機器の販売
20. 医薬品の試験、検査又は研究に関する助言及び情報の提供
21. インターネットを利用した医薬品、医療用機材、医療消耗品及び医

療機器の電子商取引及び決裁処理の請負

22. 特定電子認証業務

23. 前各号の事業に関連若しくは附帯する一切の事業又は投資

(本店の所在地)

第 3 条 当会社は、本店を東京都千代田区に置く。

(機 関)

第 4 条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

(1) 取締役会

(2) 監査役

(3) 監査役会

(4) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当会社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

## 第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、160,000,000 株とする。

(単元株式数)

第 7 条 当会社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 8 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利

(2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当を受ける権利

(取締役会決議による自己の株式の取得)

第 9 条 当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(基準日)

第10条 当会社は、本定款に定めるもののほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

(株式取扱規則)

第12条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

### 第 3 章 株主総会

(株主総会の招集)

第13条 当会社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(招集権者及び議長)

第16条 株主総会は、取締役会の決議によって取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができ

きる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第19条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

## 第 4 章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第20条 当会社の取締役は、3名以上とする。

(取締役の選任)

第21条 取締役は、株主総会において選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の解任)

第22条 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(取締役の任期)

第23条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第24条 当会社は取締役会の決議をもって取締役社長1名並びに取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。

2 取締役社長は当会社を代表する。

3 取締役社長のほか取締役会の決議により、当会社を代表する取締役

を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長又は取締役会長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長及び取締役会長に事故あるときは、取締役会であらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第26条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対し発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議等)

第27条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

2 当会社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があつたものとみなす。

3 取締役又は監査役が、取締役及び監査役の全員に対して、取締役会に報告すべき事項(但し、会社法第363条第2項の規定により報告すべき事項を除く。)を通知したときは、当該事項を取締役会へ報告することを要しない。

(取締役会の議事録)

第28条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、議長並びに出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。

(報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(取締役会規程)

第30条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の責任免除)

第31条 当会社は、取締役会の決議をもって、取締役(取締役であった者を

含む。) の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、法令の定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

(取締役との責任限定契約)

第 3 2 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、会社法第 423 条第 1 項に関する賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

## 第 5 章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第 3 3 条 当会社の監査役は、5 名以内とする。

(監査役の選任)

第 3 4 条 監査役は、株主総会において選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 当会社は、会社法第 329 条第 3 項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。
- 4 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(監査役の任期)

第 3 5 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。但し、前条第 3 項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。

(監査役会の招集通知)

第 3 6 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発す

る。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(監査役会の決議方法)

第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第38条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項についてはこれを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。

(常勤の監査役)

第39条 監査役会は、その決議によって、常勤の監査役を選定する。

(報酬等)

第40条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受けれる財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(監査役会規程)

第41条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の責任免除)

第42条 当会社は、取締役会の決議をもって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令の定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

(監査役との責任限定契約)

第43条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

## 第 6 章 計 算

(事業年度)

第44条 当会社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第45条 当会社の期末剰余金配当の基準日は、毎年12月31日とする。

(中間配当の基準日)

第46条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第47条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないとときは、当会社はその支払の義務を免れる。